

# 宮崎大学教育学部専門科目の学修評価に対する申立てに関する申合せ

令和6年12月18日  
教授会決定

第1条 学修評価に対する申立てに関して、必要な事項を定める。

第2条 学修評価に対して異議がある場合、その学修評価を受けた者に限り、原則として当該学期内に教務・学生支援係を通じて別紙1により副学部長（教務担当）に申立てをすることができる。ただし、当該学期卒業見込みの者については第3条に定める。

第3条 当該学期卒業見込みの者については、学修評価期間の最終日の翌日から10日以内（教務・学生支援係の休業日を除く）に申し立てるものとする。なお、当該学期卒業見込みの者の当該学期の学修評価については、成績入力期限の翌日までに学修評価の発表を行う。

2 次のいずれかに該当する試験については、前項の規定にかかわらず、申し立てることができるものとする。

- （1） 特別試験については、宮崎大学教育学部特別試験に関する申合せの第4条を適用する。
- （2） 特別試験を除く学修評価期間以降に実施された試験等については、試験の実施前までに必ず授業担当教員及び教務・学生支援係へ学修評価の発表日と申立て期間について確認し、それに従って申し立てるものとする。
- （3） その他必要な事項については、教務委員会にて定める。

第4条 学修評価に対する申立てを受けた場合、副学部長（教務担当）は適宜、学生及び担当教員から事情を聴取し、その結果を踏まえて教務委員会において協議し、対処するものとする。

第5条 前条において、教務委員会が対処できないと判断したときは、学部長が対処するものとする。

## 附則

- 1 この申合せは、令和6年12月18日から施行する。
- 2 教育学部専門科目の成績評価に対する申立てに関する申合せ（平成28年3月20日制定）は、廃止する。

学修評価に対する申立て(教育学部)

|                     |                                                                            |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 申立て日                | 令和      年      月      日                                                    |
| 申立ter者<br>(所属・学籍番号) | (                                  学籍番号                                  ) |
| 授業科目名<br>(授業担当教員)   | (                                  )                                       |
| (申立ての内容)            |                                                                            |

原則として当該学期内に提出すること。ただし、当該学期卒業見込みの者については、学修評価期間の最終日の翌日から10日以内(教務・学生支援系の休業日を除く)に申し立てる。

当該年度後学期卒業見込みの者で特別試験の学修評価を受けた者に限り、3月16日(教務・学生支援係の休業日の場合は直前の平日 )までに申し立てる。